

○工事等の入札及び契約に係る不正行為等に対する措置について(依命通達)

(平成13年12月3日施第1356号会計課長，施設課長依命通達，所管各庁の長あて)

改正 平15.4.1 施第580

改正 平31.4.1 施第1341

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「法」という。)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)の趣旨に基づき，法務省所管契約事務取扱規程第6条第1項に規定する工事及び業務の入札・契約に係る不正行為等に対する措置を統一的かつ的確に行うため，法第10条及び第11条の規定に違反すると疑うに足る事実がある場合の措置について，下記のとおり定めたので，その適切な実施に留意願います。

記

第1 工事及び業務について入札談合に関する情報があつた場合の措置について

入札談合に関する情報に対して統一的かつ的確な対応を行うため，工事及び業務の入札参加業者に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条及び第8条第1項第1号の規定に違反すると疑うに足る事実があるときは，次のとおり措置すること。

なお，工事及び業務以外の入札談合に関する情報への対応は，平成6年1月19日付け法務省会第66号「政府調達において独占禁止法違反行為の疑いのある案件が生じた場合の事務処理について」に基づき，また，建設工事の談合等に関する新聞報道等があつた場合の対応は，平成7年1月23日付け法務省営第191号「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づき，引き続き処理すること。

1 通則

- (1) 契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。)は，入札に付そうとする工事及び業務について入札談合に関する情報があつた場合は，当該情報の提供者の身元，氏名等を確認の上，直ちに大臣官房施設課経理係(以下「施設課経理係」という。)へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には，報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

(2) 委員会の招集及び報告

前記により入札談合に関する情報に係る報告を受けた施設課経理係は，情報を確認後，速やかに大臣官房施設課に設置した入札・契約適正化調査委員会(以下「委

員会」という。)を招集し、報告を行うこと。

なお、施設課経理係において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合は、報道に基づき報告書にまとめ、報告を行うこと。

(3) 委員会における審議

施設課経理係から報告を受けた委員会は、後記2(具体的な措置)以下の手続きによることの適否について審議するものとする。

(4) 公正取引委員会への通知及び関係書類の送付

大臣官房施設課長は、委員会の審議の結果、後記2(具体的な措置)以下の手続きによる必要があるとした情報(以下「談合情報」という。)については、大臣官房会計課長へ通知し、同会計課長は、手続きの各段階において逐次、公正取引委員会へ通知及び関係書類を送付するものとする。

なお、大臣官房施設課長は報告をした契約担当官等に対して、公正取引委員会へ通報したことを通知するものとする。

(5) 報道機関との対応

談合情報に関し、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合は、発注施設の広報担当者が対応すること。

2 具体的な措置

談合情報があった場合は、次に従い措置すること。

(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合

ア 事情聴取

発注施設において、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取を作成し、その写しを施設課経理係へ送付すること。

イ 談合の事実を認めるに足る証拠を得た場合の措置

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認めるに足る証拠を得た場合は、大臣官房施設課長に報告し、意見を求めた上で、法務省競争契約入札心得(平成元年3月23日付け営訓第436号「法務省所管工事取扱規程」第3号様式)第5条に基づき、入札の執行を延期し、又は取り止めること。

ウ 談合の事実が認められない場合の措置

(ア) 事情聴取等の結果、談合の事実が認められない場合は、大臣官房施設課長に報告し、意見を求めた上で、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨を告知した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを施設課経理課へ送

付すること。

- (イ) すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書(業務については、その費用の内訳書。以下同じ。)を提出するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、あらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れの影響、工事費内訳書の確認の必要性等を考慮の上、工事費内訳書の確認を行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

- (ウ) 工事費内訳書の提出を要請した場合は、入札に積算担当者(当該工事の積算内容を把握している職員)が立ち会い、工事費内訳書を入念に確認すること。

- (エ) 工事費内訳書を確認した結果、談合の事実があったと認められた場合には、前記イ(談合の事実を認るに足る証拠を得た場合の措置)により対応すること。

- (オ) 入札終了後に、入札調書の写しを施設課経理係に送付すること。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合は、入札結果等を公表していることに留意の上、前記1(通則)の(1)から(3)と同様の手続きにより委員会において審議し、その結果、前記入札執行後の談合に関する情報が談合情報であると判断した場合には、以下の手続きによること。

ア 契約締結以前の場合

(ア) 事情聴取

発注施設において、入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取の結果については、事情聴取書を作成し、その写しを施設課経理係へ送付すること。

- (イ) 談合の事実を認めるに足る証拠を得た場合の措置

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認めるに足る証拠を得た場合は、大臣官房施設課長に報告し、意見を求めた上で、法務省競争契約入札心得第7条第1項第9号に基づき、入札を無効とすること。

- (ウ) 談合の事実が認められない場合の措置

事情聴取等の結果、談合の事実が認められない場合には、大臣官房施設課長へ報告し、意見を求めた上で、入札を行った者全員から誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写しを施設課経理係へ送付すること。

イ 契約締結後の場合

(ア) 事情聴取

発注施設において、入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取の結果については、事情聴取書を作成し、その写しを施設課経理係へ送付すること。

(イ) 談合の事実を認めるに足る証拠を得た場合の措置

事情聴取等の結果、談合の事実を認めるに足る証拠を得た場合には、大臣官房施設課長へ報告し、意見を求めた上で、着工工事の進ちょく状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を施設課経理係へ連絡すること。

(ウ) 談合の事実が認められない場合の措置

事情聴取等の結果、談合の事実が認められない場合は、その旨を大臣官房施設課長に報告すること。

3 個別手続きの手順等

前記2に定める事情聴取等の手続きについては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

(1) 報告書

入札談合に関する情報があつた場合の施設課経理係への通報は、電話によるほか、第1号様式の報告書によること。

(2) 公正取引委員会への通知書

公正取引委員会への通知等は、第2号様式を用いるものとする。

ただし、入札の取り止め若しくは無効又は契約の解除等に至る場合には、第2号様式の2を用いるものとする。

(3) 事情聴取の方法

ア 事情聴取は、大臣官房施設課長発注の工事及び業務に関しては、委員会の複数の委員が、また、各庁の契約担当官等発注の工事及び業務に関しては、担当課長等の複数の職員が行うこと。

イ 事情聴取の対象者間の通謀防止の措置を講じた上、一社ずつ別室に呼び出し、聞き取りを行うこと。

ウ 事情聴取は、第3号様式により行うこと。

(4) 誓約書の提出等

ア 誓約書については、別紙1を参考に、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、同対象者から提出させること。

イ 入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合は、入札を無効とする旨の注意を告知する場合(前記2(1)ウ(ア))は、別紙2(入札執行に係る注意事項)を参考として注意事項を読み上げること。

ウ 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条

又は刑法第96条の6第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、指名停止期間を加重して措置すること。

(5) 工事費内訳書の確認

工事費内訳書の確認に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当者が工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡の有無を入念に確認すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書の確認等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書の確認を並行して実施することができる。

第2 工事の一括下請負等建設業法違反に対する措置について

契約担当官等が発注する工事の入札及び契約に関し、当該工事の受注者である建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。)に法第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実(以下「疑義事実」という。)があるときは、次のとおり措置すること。

1 通則

(1) 報告

契約担当官等は、疑義事実を把握した場合は、事実に対する処理案を添え、速やかに大臣官房施設課長へ報告すること。また、是正措置を講じた場合は、その内容を報告すること。

(2) 委員会における審議

前記(1)の報告があった場合は、当該報告内容が法第11条に規定する通知を必要とする事実と該当するか否か、処理案が適切であるか否か等について、委員会では審議するものとする。

(3) 建設業許可行政庁等への通知

大臣官房施設課長は、委員会の審議の結果、当該報告内容が法第11条に基づく通知に該当する事実であると認められる場合は、建設業許可行政庁等(当該工事の受注建設業者が建設業(建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう。)の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われている区域を管轄する都道府県知事)へ通知するとともに、当該契約担当官等に以後の処理方法を指示するものとする。

2 その他

建設業許可行政庁等への通知は、第4号様式を用いるものとする。

第1号様式

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入 札 (予 定) 日	平成 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 役職・氏名等
受 信 者	・その他
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

第2号様式の1

法務省施第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会 あて

法務大臣官房会計課長

談合情報に関連する資料の送付について

当省〇〇〇〇所管の〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関連する資料を下記のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書(写)
- 2 事情聴取書(写)
- 3 誓約書(写)
- 4 入札調書(写)
- 5 入札に関する連絡(無効, 延期, 取消)

第2号様式の2

法務省施第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会 あて

法務省大臣官房会計課長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について
標記について、下記のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書(写)
 - 2 事情聴取書(写)
 - 3 誓約書(写)
 - 4 工事費内訳書
 - 5 入札書
 - 6 入札調書(写)
 - 7 入札に関する連絡(無効, 延期, 取消)
 - 8 その他関連資料
 - 9 法第10条に該当すると疑うに足る事実について
 - 10 本件連絡先
- ※ 該当する資料を添付すること。

第3号様式

事 情 聴 取 書

(記入例)

工事名

業者名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。	

第4号様式

法務省施第 号
平成 年 月 日

国土交通省(都道府県) あて

法務省大臣官房施設課長 ○ ○ ○ ○

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の通知について
標記について、下記のとおり通知します。

なお、建設業法に基づく処分等の結果については、連絡願います。

記

- 1 工事名及び施工場所
- 2 契約担当官等名
- 3 請負業者名
代表者名
住所
建設業許可番号
- 4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11号各号に該当すると疑う
に足る事実について
- 5 本件連絡先
法務省大臣官房施設課経理係
電話番号 03—3580—4111
内 線 2209, 2309, 2249(担当者)

別紙1

誓 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 〇〇〇〇 殿

会 社 名

代表者名

担当者名

今般の〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、法務省競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

別紙2

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、法務省競争契約入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が認められた場合には、法務省競争契約入札心得第7条第1項第9号により入札は無効とする。